

〔様式1〕 平成18年度 事務事業評価表						
記入年月日	平成18年4月26日			記入者	連絡先	2734
部 名	経済部	課 名	農林課	課長名	宮崎孝司	
事務事業名	相模川左岸土地改良事業負担金					
予算上の事務事業名	農道等維持管理費					
1 総合計画における位置づけ				施策コード	31530	
基本目標	Ⅲ「躍動し 魅力あふれる交流拠点都市」をめざして					
政策名	第1章 立地特性を生かした産業の振興をめざします					
基本施策名	第5節 都市農業の振興				事業開始年度	
施策名	第3施策 農地の保全と農業基盤の整備				平成10年度	▼
2 実施根拠及び関連法令・条例等	土地改良法第91条2項及び同法第94条の10					
3 個別計画の概要			概要			
計画名	相模川左岸土地改良事業負担金		相模川左岸幹線用水路の維持管理費や工事費等の一部を受益5市1町の受益面積割で基本協定書に基づき毎年負担するもの。			
計画年次	10	年度～		年度		
4 事業形態の区分	維持・管理・補修 ▼					
5 事業概要						
(1) 事業の目的 (何のために行うのか、またはもたらしたい成果)			(2) 対象 (誰、何)			
相模川左岸幹線用水路は相模原市磯部から茅ヶ崎市に至る全長約20kmに及ぶ幹線用水路である。本施設は、昭和6年～昭和15年に県営かんがい排水事業で造成され、昭和30年代に改修され現在に至っている。その後水路の補修工事を県営事業で行い水路の損傷を未然に予防しその延命を図っているものであり、5市1町の受益地に用水を供給し、各市町の受益面積割で維持管理費や工事費の一部を負担しているものである。			相模川左岸幹線用水路の維持管理費用及び補修工事費用			
(3) 平成17年度事業の内容 (活動)・・・いつ、どのような方法で実施した内容 (活動)なのか。						
相模川幹線用水路の維持管理費、補修工事費						
6 関連・類似事業や他市の状況	相模川流域下水道事業の維持管理負担金、建設負担金					
7 事業費の推移	[単位：千円]					
年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
事業費	3,249	2,368	2,400	4,269	4,000	
一般財源	3,249	2,368	2,400	4,269	4,000	
受益者負担金	0	0	0	0	0	
その他の特定財源	0	0	0	0	0	
人件費の合計	33	33	33	33	33	
事業コスト合計	3,282	2,401	2,433	4,302	4,033	
8 事業効率・・・活動単位当たりの事業効率						
事業名 (または、主たる事業名)	相模川左岸土地改良事業負担金			対象名称と単位	受益面積 (ha)	
年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
事業コスト(主たる事業)	3,282	2,401	2,433	4,302	4,033	
対象数	62	59	59	59	59	
単位あたり経費(円)	52,765	40,833	41,378	73,163	68,356	
前年度比		0.77	1.01	1.77	0.93	

9 活動指標・・・実施した内容（活動）を数値化したもの					
指標名と単位	整備率	指標式と指標の説明	整備済み延長 / 整備予定延長×100 (%)		
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度(目標)
実績	4,220.0	65.0	147.0		
目標	4,220.0	65.0	147.0	500.0	230.0
目標達成度 (%)	100.0	100.0	100.0		
10 成果指標・・・もたらしたい成果の達成度を数値化したもの					
指標名と単位	整備率	指標式と指標の説明	整備済み延長 / 整備予定延長×100 (%)		
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度(目標)
実績	4220.0	65.0	147.0		
目標	4220.0	65.0	147.0	500.0	230.0
目標達成度 (%)	100.0	100.0	100.0		
11 個別評価					
(1) 妥当性の評価 [A: 妥当である・B: 妥当性に課題がある・C: 妥当でない]					
B	<input type="checkbox"/>	・法令、条例により実施することが義務付けられている。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・法令、条例に定められた市の責務を具体化して実施する事業である。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・公益性が高い、または必需性が高い事業である。			
	<input type="checkbox"/>	・将来にわたって、市民のニーズや行政需要がある。			
	<input type="checkbox"/>	・税金を投入して実施するにふさわしい事業であり、市民にも説明できる。			
(2) 有効性の評価 [A: 有効である・B: 有効性を高める余地がある・C: 有効でない]					
B	<input checked="" type="checkbox"/>	・上位施策の目的を達成するために大きく貢献している。			
	<input type="checkbox"/>	・課題等の解決や市民生活に大きく貢献している。			
	<input type="checkbox"/>	・成果指標の実績値とその推移から見て、期待されるような成果をもたらしている。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・事業の対象範囲は適切であり、対象は事業を実施したことによる効果を楽しんでいる。			
(3) 効率性の評価 [A: 効率が良い・B: 効率性を高める余地がある・C: 効率が悪い]					
B	<input checked="" type="checkbox"/>	・単位あたりの経費は適正である。			
	<input type="checkbox"/>	・これ以上コスト節減の余地がない。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。			
	<input type="checkbox"/>	・事業の実施方法や実施体制は適正である。			
(4) 民間活力の導入の可能性 [有・無]					
無	<input type="checkbox"/>	・業務の一部または全部について、民間で実施する方が経費の節減に繋がる。			
	<input type="checkbox"/>	・業務の一部または全部について、民間で実施する方が技術・知識面で優れている。			
	<input type="checkbox"/>	・業務の一部または全部について、民間で実施する方がサービス面で優れている。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・民間では実施していない、または市が実施する方が優れている。			
12 総合評価（一次評価）					
(1) 自動判定結果					
★★★★	[★★★★] : 良好な状態を維持する事業				
	[★★★★] : 概ね良好な状況である事業				
	[★★★] : 見直しを行う必要がある事業				
	[★] : 抜本的な見直し、休止、廃止を検討すべき事業				
(2) 事業所管課の課長による評価（今後の方向性） (3) 課長の評価に関する説明					
現状維持	<input type="checkbox"/>	・拡充・充実			関連5市1町と神奈川県との協調の中で、維持管理費の経費削減に努めていきたい。
	<input checked="" type="checkbox"/>	・現状維持			
	<input type="checkbox"/>	・見直し			
	<input type="checkbox"/>	・廃止			
13 成果の向上及び効率性を高めるための方策			14 課題として認識されたこと		
関連5市1町と神奈川県と共同で施設の延命事業方策の検討。維持管理施策の検討。			当該施設の老朽化に伴い、益々の維持管理費用の増大が見込まれる。		
15 二次評価					
(1) 行政評価会議による評価（今後の方向性）			(2) 二次評価コメント		
現状維持	<input type="checkbox"/>	・拡充・充実			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・現状維持			
	<input type="checkbox"/>	・見直し			
	<input type="checkbox"/>	・廃止			